直接請求制度の運用上の課題に関する研究会(第2回)議事概要

開催日時:令和3年12月16日(木)14:00~16:00

開催場所:WEB会議

出席者:只野座長、荒見構成員、板垣構成員、小島構成員、谷口構成員

オブザーバー: 都道府県選挙管理委員会連合会、全国市区選挙管理委員会連合会、指定都市

選挙管理委員会連合会

ゲストスピーカー:愛知県選挙管理委員会事務局、横浜市選挙管理委員会事務局

事務局:阿部大臣官房審議官、三橋行政課長、宮崎参事官、平山課長補佐

【議事次第】

- 1. 開会
- 2. 選挙管理委員会からの意見聴取
- 3. 意見交換
- 4. 閉会

【選挙管理委員会からの意見聴取】

(愛知県選挙管理委員会からの意見聴取)

- 署名収集はあくまで請求代表者の責任によって行われるべき政治的な性格を持った活動であるため、選挙管理委員会という中立の立場上、署名収集活動の指南を行うようなことは消極的に考えている。そのため、今回も、署名収集者に対して、会場を設けて受任者向けの説明会などは行っていない。直接請求を行うにあたり問合せがあったものに対して、その都度回答を行うという対応が基本であった。また、署名収集前の事前調整等の際に書面等により制度に関する情報を提供した。
- 大量の署名の偽造といったケースは特異なケースだという見方もあるが、現行制度の中で、程度の差はあるかもしれないが、他のケースでも、偽造が疑われる事態が生じる可能性は否定できないと思われるので、何らかの見直しが必要なのではないか。また、悪意で行われる偽造を防ぐことは難しく、そのために罰則があるということは理解しているが、その悪意を起こさせないような仕組み作りというのも必要ではないか。
- 署名収集者の特定について、運用で円滑に進むのであれば問題はないが、一方で、あくまで運用であるため、請求代表者の協力が得られない場合など、運用で対応することには限界があると感じている。

- 総務省通知で「仮提出された署名簿については調査することを妨げない」ということが示されたが、調査権限に関して直接請求制度の中に規定があるというわけではない。そのため、選挙管理委員会側で調査を始める場合に、どのような根拠に基づいて調査ができるかが分かりにくく、直接請求制度を活用する方にとっても分かりにくいのではないか。調査権限を明確化するために調査できる旨の規定を置くことで、制度の分かりやすさにつながると考える。
- 国民全体の意識として個人情報保護ということがかなり問題意識として持たれるようになってきており、縦覧に関して自分の名前を他人にさらすということに関する抵抗感は、以前よりも増しているのではないか。問合せ件数からも関心が高いと感じた。一方で、縦覧によって署名簿を全員の目に触れる形にして署名の効力を確定させていくということも重要である。個人情報保護と署名の効力の確定については、二律背反する部分もあるが、バランスをとる必要がある。

(横浜市選挙管理委員会からの意見聴取)

○ 直接請求をしたいという問合せをいただいた際に、どのように行っていいか全くわからない状態で来所する方も多いので、制度の根本から説明を行い、その都度、疑問についての回答を繰り返し行っている。

また、近年実施された直接請求では、請求代表者に対し、署名簿の様式について、選挙 管理委員会から例示したものを使用して欲しい旨のお願いをしたり、収集の方法や署名 の記載方法についても、法律違反になる場合を細かく説明した。選挙管理委員会として、 受任者への説明は直接行っていないが、請求代表者を通じて、受任者への説明をしていた だいたと認識している。

- 選挙管理委員会に調査権限を付与されても、選挙管理委員会に寄せられた情報が正しいものかを判断することが非常に難しいと考える。必要署名数が集まらなかった署名簿については、選挙管理委員会は受け取らない事務の流れであるが、調査権限が規定されると必要署名数が集まっていないにもかかわらず、署名簿を受け取って欲しいという要望が多くなると考えられる。また、そのような場合に受け取ることを拒むことや、どのような場合に調査を行うことができるのかといった線引きが明文化されていなければ、選挙管理委員会としても運用上困惑すると考えられる。
- 署名簿の縦覧については、縦覧がされるということを知らずに署名をしたという方も 多く、選挙管理委員会に対して、署名簿は公開されるのかといった不安な声はあった。逆 に反対の立場の方から、政治的な主張をするのであれば、誰が署名したかを公開する必要 があるという意見もあった。縦覧制度のもとでは、署名簿の一部でも隠すのは制度の趣旨

に反して難しいと考えられるが、他方で、DV被害者等への対応は必要であり、閲覧制度 に改正するというのも一案ではないかと考える。

【意見交換】

- 〇 地方自治法第 245 条の4は都道府県から市町村に対する一般的な関与の規定であり、 技術的な助言や勧告の中に資料提出の要求が規定されているものである。その前提として、市町村の選挙管理委員会が署名簿を調査することができるということについては、必ずしも、その根拠が明らかではないと考える。市町村の選挙管理委員会が署名簿を調査することができるということが前提となって初めて、県の選挙管理委員会が市町村の選挙管理委員会に対して、資料提出の要求ができるのではないか。
- O 仮に、法定署名数に達していない段階でも選挙管理委員会に調査権があるということが制度化されると、逆にその規定に基づく調査を求められてしまい、選挙管理委員会が対応に苦慮することになるかもしれないという意見もある。どういった状況であれば法定署名数に達していないにも関わらず調査をすることにするのか、線引きが難しいと考える。
- どのような制度設計が望ましいかという検討をするなかで、運用で対応しているから 問題ないということではなく、署名収集者の署名の義務づけや総代制度の導入、委任届の 再導入については制度化を考える必要があるのではないか。その上で、選挙管理委員会の 事務処理の手間がかかるといった支障があるのであれば、選挙管理委員会がやりやすい ように考えていく必要があると思う。
- 署名権者については、形式的に定時登録又は選挙時登録の日において選挙人名簿に登録されている者とされている。一定の形式的な線引きにより、請求代表者証明書を交付する告示日現在において登録されている者の選挙人名簿を署名権者の照合に使用することで事務の正確性に資するほか、請求代表者側でもその時点で告示されている法定署名数に向かって署名収集を行うことができると考える。
- 縦覧における DV 等支援対象者の署名等の取り扱いについては、個人情報保護や支援措置の目的を踏まえると、現場の選挙管理委員会からも懸念の声が多くあり、縦覧の目的、考え方なども踏まえ DV 等支援対象者の該当部分を見せないようにする対応等の是非など、様々な面から検討すべきと感じる。